

## ○飯山市放送番組審議会規程

平成 13 年 12 月 26 日訓令第5号

### 飯山市放送番組審議会規程

(目的)

**第1条** この訓令は、飯山市情報通信施設条例(平成 13 年飯山市条例第 24 号)第 21 条の規定により飯山市放送番組審議会(以下「審議会」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

**第2条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

**第3条** 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、任期満了後に審議会を初めて招集するときは、市長が招集する。

2 審議会は、委員総数の過半数の出席によって成立する。

3 審議会は、年2回以上開催する。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

**第4条** 審議会の庶務は、総務部事業戦略室が行う。

(補則)

**第5条** この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この訓令は、平成 14 年4月1日から施行する。

**附 則**(平成 15 年3月 27 日訓令第3号)

この訓令は、平成 15 年4月1日から施行する。

**附 則**(平成 17 年3月 25 日訓令第8号)

この訓令は、平成 17 年4月1日から施行する。

**附 則**(平成 22 年3月 26 日訓令第3号)

この訓令は、平成 22 年 10 月1日から施行する。

**附 則**(平成 31 年3月 31 日訓令第5号)

この訓令は、平成 31 年4月1日から施行する。